ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の六第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　次に掲げる金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる金額のいずれも有する場合には、その定める金額の合計額）

(1)　第三十九条の四十五の四第六項第一号に定める金額　法第六十八条の十五の六第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額（(2)において「調整前連結税額超過構成額」という。）に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の四第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

(2)　第三十九条の四十五の四第六項第二号に定める金額　調整前連結税額超過構成額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度超過額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度超過額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

九　当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の六第一項第十一号に掲げる規定によるものである場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の六第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　前条第二十三項の規定により計算した金額は、ないものとする。

ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の六第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　前条第二十三項の規定により計算した金額は、同項に規定する調整前連結税額から控除された金額から法第六十八条の十五の六第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除して、前条第二十三項の規定を適用して計算するものとする。

第三十九条の四十五の三を第三十九条の四十五の六とし、第三十九条の四十五の二の次に次の三条を加える。

（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第三十九条の四十五の三　法第六十八条の十五の三第一項に規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得とする。

2　法第六十八条の十五の三第一項に規定する政令で定めるものは、法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げる資産とする。

3　法第六十八条の十五の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する適用対象年度（以下この項及び第五項第一号において「適用対象年度」という。）開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）において当該連結親法人又はその連結子法人が取得等（同条第一項に規定する取得等をいう。第五項第一号及び第七項において同じ。）をした同条第一項に規定する生産等資産で当該前連結事業年度等の終了の日において有するものの取得価額の合計額（当該前連結事業年度等の月数と当該適用対象年度の月数とが異なる場合には、当該合計額に当該適用対象年度の月数を乗じてこれを当該前連結事業年度等の月数で除して計算した金額）とする。

4　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　法第六十八条の十五の三第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該供用年度（法第六十八条の十五の三第一項に規定する生産等資産で適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が、その有する減価償却資産につき当該適用対象年度において同項に規定する償却費として損金経理をした金額を超え、かつ、同項に規定する比較取得資産総額の百分の百十に相当する金額を超える場合において、機械等（同項に規定する機械等をいう。以下この号及び第七項において同じ。）を国内にある事業の用に供した日を含む連結事業年度をいう。以下この項及び第七項において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。次号及び第七項において同じ。）の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　連結親法人又はその連結子法人で機械等の取得等をしたものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この号において同じ。）

ロ　機械等の取得等をした連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び機械等の取得等をした各連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額

6　法第六十八条の十五の三第三項第四号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第百十七条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十二の規定

二　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条又は第八十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第一項若しくは第六項又は第六十八条の二十一第二項の規定

三　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第一項の規定

四　前三号に掲げる規定に係る法第六十八条の四十の規定

五　第一号から第三号までに掲げる規定に係る法第六十八条の四十一の規定

7　法第六十八条の三第八項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、連結親法人又はその連結子法人で当該供用年度において機械等の取得等をしたものの当該機械等につき法第六十八条の十五の三第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額とする。

（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第三十九条の四十五の四　法第六十八条の十五の四第一項に規定する政令で定める連結法人は、連結親法人である中小企業等協同組合等（第二十七条の十二の三第二項に規定する中小企業等協同組合等をいう。第三項において同じ。）とする。

2　法第六十八条の十五の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、器具及び備品にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。）の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が三十万円以上のものとし、建物附属設備にあつては一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものとする。

3　法第六十八条の十五の四第二項に規定する政令で定める連結法人は、資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える連結親法人（中小企業等協同組合等を除く。）とする。